

令和4年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回） 議事概要

開催日及び場所	令和4年9月2日（金） 最高裁判所、明治学院大学、工学院大学 令和4年9月5日（月） 最高裁判所、明海大学 ※回議（オンライン）にて開催
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

議事 ワーク・ライフ・バランスに関する評価の見直しについて

- (1) 事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

外国企業の審査について、認定要件と同等の基準を満たすことの確認方法を説明されたい。

【事務局】

外国企業の審査は内閣府において行い、認定要件と同等の基準を満たしていると判断されれば確認通知書が発行され、発注者は応札者からの確認通知書の提出により評価することになる。

【委員】

外国企業の審査については理解した。賃上げ実施の評価についてもそうであったが、今まで WTO 案件は技術提案のみで評価していたところ、少しずつ新たな評価項目が導入されている。別の枠組みで評価する仕組みがあってもよいのではと感じた。

【事務局】

現状では、あくまでも総合評価の評価項目として対応することになる。

【委員】

現状の枠組みの中で対応せざるを得ないことは理解している。ワーク・ライフ・バランスに関する認定を取得している企業は少なく、評価基準としてのハードルは高いと思われるが、今回の見直しについて異論はない。

【事務局】

了解した。

【委員】

今まではワーク・ライフ・バランスについて、外国企業は加点されなかったということか。

【事務局】

WTO 案件では評価対象としていなかったため加点することはできなかった。

【委員】

過去の WTO 案件における外国企業の落札状況について確認したい。

【事務局】

これまで外国企業が落札したことはない。

【委員】

外国企業が応札した実績はあるのか。

【事務局】

応札の実績もないものと認識している。

【委員】

実施設計等の業務についてはどう対応するのか。

【事務局】

業務については、まだワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を設定していない。今回はあくまでも工事に関しての見直しとなる。

【委員】

日本の建設業界では、現場だけでなく組織全体として働き方改革が進められているものと認識しているが、今後、労働環境が整備された外国企業の参入も考えられるところ、そもそも外国企業の定義について確認したい。

【事務局】

基本的に、日本の企業は国内法である商法や会社法に基づいて設立されるものであるが、外国企業は本拠地を置く国の法律に基づいて設立されたものと認識している。

【委員】

以前、アメリカの金融会社が日本の建設会社を傘下に置き、株式の47%を保有していた時期があったが、この場合は外国企業ではないとの判断になるのか。つまり、株式の保有割合で企業の国籍が決まるものではないという理解でよいか。

【事務局】

ご理解のとおりと考える。

【委員】

将来、外国資本の会社に日本の建設会社を買収され、結果として日本の技術が買収されることも考えられない話ではないが、仮に100%外国の資本であれば、社員が日本人であっても外国企業となるのか。

【事務局】

会社の設立が日本の法律に基づくものなのか、あるいは外国の法律に基づくものなのかにより決まるものと考ええる。

【委員】

最近の事例として、日本のリゾート施設が外国資本の企業に売却されたが、これまでは想定されなかったことである。これが必ずしも問題というわけではないが、今後、外国企業が多くの日本企業を傘下に置く日も遠くないかもしれない。別の事例として、ファシリティーマネージメントや保守管理を行うアメリカの設備会社が、日本の企業と提携を結ぶことで事業の展開を進めており、いずれは設備設計業務等に手を上げることも考えられる。このような状況を踏まえると、今後は、ある程度外国企業の参入が予想される所であり、今回の見直しに関しては、例えば労働環境において日本企業よりも優れた外国企業の参入も期待されることから、評価対象を拡大することについて問題ないと考ええる。

【事務局】

ワーク・ライフ・バランスに関する評価の見直しについて了解ということでよろしいか。

【委員】

了解である。

【委員】

今回、若者雇用促進法に関する見直しは行わないものと認識しているが、この法律の概要について説明されたい。

【事務局】

若者雇用促進法に関する改正はないため見直しは行わない。概要としては、若者の雇用に積極的な企業を支援するものであり、新卒採用者の離職率が基準値より低い場合等に認定を受けることができる。ただし、この認定は雇用労働者が300人以下の小規模企業にのみ適用されるものである。

【事務局】

本議事について他に疑義がなければ、了解ということでよろしいか。

【委員】

了解である。

(議事終了)